

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育ての両立させることができ、子育てをしていない社員も含め、全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

2021年3月21日~2023年3月20日（2年間）

2. 内容

産前産後休業や、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除等の制度の周知や情報提供を行う。

【対策】

- ・ 法に基づく各諸制度の調査
- ・ 制度内容等について、社内報や掲示板による社員への周知